

## 玖珠郡栗野村銘細帳

甲斐素純

はじめに

今回史料紹介する延享三年(一七四六)の豊後国玖珠郡栗野村銘細帳は、玖珠町大字綾垣の宿利天祐氏収集の資料である。同氏はこの外にも、享保二十年(一七三五)閏三月の豊後国玖珠郡栗野村銘細帳と無年号の同村銘細帳その他を所蔵している。なお本史料は、『玖珠町史』の編纂過程で平成十年五月に史料収集された物の一つである。

佐藤満洋氏の論文<sup>(1)</sup>によると、延享三年の村明細帳は日田郡下旦——九重町大字右田<sup>(2)</sup>庄屋を経て、巡見使へ差し出されたことがわかる。田野村や栗野村は当時小倉藩の預り地で、小浦役所へ提出された。またこの外に「村鑑帳」も同時に作成され、それぞれ提出されたようだ。

また享保二十年(一七三五)の村明細帳は、これまで直入郡小津留村と日田郡渡里村のものが、知られているにすぎない。

郡城後村・海部郡波越村の物が確認されている。同年の村明細帳類は、巡見使下向に伴なつて作成されたものである。

「田野村明細帳」(『豊後国村明細帳』(所収))の奥書によると、「右式札(冊)上ル、一冊ハ寅正月廿日小浦ニ而上ル、

一冊ハ同月廿七日年番旦村江遣シ、此銘細帳御巡見様江上ル、

(2) (1)に同じ。

大分県地方史研究会

(1) 『大分県地方史』第一二〇号所収、「村明細帳と村鑑帳の研究

(2) —— 豊前・豊後幕領を中心として——、昭和六〇年十二月。

(表紙ウワ書)

「延享三年」

延享三年

豊後國玖珠郡栗野村銘細帳

(異筆)小野孝平

寅

文禄二己年宮部法印御檢地

元和九年松平土佐守様御内檢地

一高八百石

玖珠郡



延享三年の栗野村銘細帳表紙

(玖珠町教育委員会提供)

内

栗野村

百式拾五石六斗六升三合七夕四才

竿減無地田畠訛不知

壹石六斗五升

田方社地引

七拾七石武斗六升五合三夕

田方新高成無地

拾七石三斗六升四合九夕

田方地所不知

百拾五石八斗武升七合

田方地所不慥

五石三斗武升八合

田方古来川欠引

壹石九斗五升武合三夕

田方(酉子)川欠石砂入引

武石武斗武升八合

田方舛井溝成引

武拾武石六斗武合

田方子川欠石砂入引

※凡例  
解説するにあたっては、「6」は「ヨリ」とし、また  
「者・之・而・茂・得者・得共」は、それぞれ「は・の・て・  
も・えは・えども」とした。

武石五斗七舛九合

六斗

拾三石壺外壺石七夕

六拾五石八斗七舛武合三夕六才

九斗七舛七合

武石壺斗九舛九合

三斗三合

壺斗五舛

残三百四拾四石四斗武舛六合七夕

此反別三拾町武段五畝武拾武步

此わけ

上田五拾六石八斗九舛

此反別三町七反九畝八步 但 壺石五斗代

中田五拾石武斗八舛

此反別三町八反六畝廿三步 但 壺石三斗代

下田百五石四斗八舛五合七夕

此反別九町五反八畝廿九步 但 壺石壺斗代

下々田拾石六斗九舛五合

此反別壺町壺反八畝廿五步 但 九斗代

田方子川欠石砂入丑ヨリ引

烟方杜地引

烟方新高成無地

烟方地所不知

烟方子山崩引

烟方舛井溝成引

烟方子川欠引

烟方子川欠丑より引

上烟成田武石八斗三舛

此反別武反壺畝武拾三步 但 壺石三斗代

中烟成田壺石武斗七舛六合

此段別壺反壺畝拾八步 但 壺石壺斗代

居屋敷烟成田四斗二舛七合

此反別四畝拾壺歩 但 壺石代

下烟成田五斗七舛三合

此段別六畝拾壺歩 但 壺石代

下々烟成田壺斗四舛七合

此反別武畝三步 但 九斗代

田方合武百武拾八石六斗壺舛三合七夕

此反別拾八町九段壺歩 但 七斗代

上烟三拾五石九斗八舛七合

此反別壺町八反五合五合 但 壺石三斗代

中烟拾九石八斗壺舛五合

此反別壺町七反六畝武拾五步 但 壺石三斗代

此反別八反六畝廿七步 但 壺石代

下烟四拾四石五斗壺舛武合

此反別四町九反四畝拾七步 但 九斗代

下々烟六合八斗九合

此反別九反七畝八步

但 七斗代

畠方合百拾五石八斗舛三合

此反別拾壱町三反五畝式拾壱歩

但 九斗代

万治三年 小川藤左衛門様 御支配之節御改、其後段々起共

一高九拾石武斗七舛七合

新田畠

此反別八町六段八畝式拾歩

五拾壱石武斗七舛壱合三夕

田方古来川欠引

四舛式合

田方外川欠石砂入引

四石六斗三舛

田方子川欠石砂入引

残石六舛

田方古来川欠引

七石老虎五舛式合七夕

畠方古來川欠引

此反別武町七反七畝六步

田方子川欠石砂入丑ヨリ引

此訛

下田六石老虎四合七夕

但 壱石老虎代

此反別五反五畝十五步

但 壱石老虎代

下田六斗

此反別五畝步

但 壱石代

下畠拾石八斗四舛壱合

但 壱石代

此反別壱畝式反拾四歩

但 九斗代

下々烟成田老虎三斗四舛壱合三夕

但 九斗代

此反別壱反九畝五歩

但 九斗代

下々烟成田老虎三舛式合

此反別式畝六歩

但 六斗代

田方合拾九石式斗六舛式合

此反別式畝六歩

但 六斗代

下畠三石九斗四舛式合

此反別四反三畝式拾四歩

但 九斗代

下々烟老虎九斗七合

此反別式反七畝七歩

但 七斗代

此反別四反三畝式拾四歩

但 七斗代

下々烟老虎

此反別四歩

但 六斗代

畠方合五石八斗五舛九合

但 六斗代

## 此反別七反老畠五歩

一見取田畑四畠武拾六歩

延享元子年込、作反別同年不残川欠石砂

入荒地ニ罷成、當時は御取箇無御座候、

内田武拾五步  
四畠老歩

是ハ前々永荒跡ニ有之、池田喜八郎様御代官所の節、起返ニ御吟味御座候えども、大川端ニ有之、本田畑ニ罷成場所ニテ無御座候ニ付、見取米大豆上納被仰付候、反別御取箇共年々不同御座候、

一銀拾七匁八分

薪札御運上、不定納

但馬札九枚、老枚二付老匁八分宛  
歩札武枚、老枚ニ付八分宛

外馬札壹枚無運上ニテ庄屋方へ被下置候、是ハ室七郎左衛門様御支配宝永元申年御願申上、玖珠郡松木

村御林、平家山ニテ薪伐取申候、

一銀武拾八匁

野畑御見取、不定納

式畠八段歩

段ニ付老匁宛

是ハ室七郎左衛門様御支配、元禄十一寅年ヨリ上納仕

來候、

去丑年分如斯御座候、

一当村の儀用水掛り水損所多ク御座候、旱魃の節は谷水受の

所、少々旱損仕候、

一出作の事、村高三百六拾石餘、内

三百五拾六石餘居村  
百姓持高四石餘

他村百姓持高

是ハ田畑作申候儀、居村ハ百姓水呑の者共作り申、又ハ

他村ヨリも作り申候、近村入組居申候ニ付、当村の者他

村分も作り申候、年々不同ニ付、高反別難書上御座候、

一用水井堰溝

拾武ヶ所

内井堰六ヶ所  
用水溝六ヶ所

長田堰

同所井溝

老ヶ所

老ヶ所

是ハ当村内ヨリ取用申候、尤年ニより水不足仕候節

は、川上右田村内物見塚下ヨリ右田村・旦村・惠良  
三ヶ村の者と立会堰申候、

竹ノ下堰

同所井溝

老ヶ所

老ヶ所

是ハ当村ヨリ取用申候、

井尻堰

同所井溝

老ヶ所

是ハ当村ヨリ取用申候、

坂ノ下堰

同所井溝

壱ヶ所

壱ヶ所

桑原堰

同所井溝

壱ヶ所

壱ヶ所

是ハ右同断

牧口堰

同所井溝

壱ヶ所

壱ヶ所

是ハ右同断

右井堰の儀、井手下の者共立会堰仕候、大川筋ヨリ堰上

申ニ付、洪水之節は毎度破損仕候、大破の節ハ御願申上

御普謂ニ御差加被下の義も御座候、右の外谷筋ニ小分の

井堰ハ數多御仕候、

尤大川筋ハ川口ニより、堰増減御座候、

一土地ハ真土・野土・砂土・赤土・黒土

一田方ハ稻作斗仕候、

但、六分通ハ麦作仕候、残分ハ水田麦作不仕候、

一同種子・壱反ニ付、糲壠斗五升ヨリ武斗辻

但、五月月中ヨリ五六十日前種子かし

同中ヨリ三四十日前ヨリ苗代糲蒔

同中ヨリ四五日前ヨリ節中ニ植申し候

烟壠段二付

中ハ武拾五升ヨリ拾五升ほど辻

田壠段ニ付

上ハ四拾五升ヨリ武拾五升ほど辻

但究御座候、畑方の内七分通程ハ、地劣悪所ニテ企無御座候、難

一上田壠反ニ付、稻拾駄刈、壠駄六束附ケ

一田畑質入直段

此わけ

下ハ武拾五升ヨリ拾五升ほど辻

あかわせ  
やらうさせ  
くろわせ  
笠もち  
かいなば  
かばしこ  
幾田餅  
細工箱餅  
白川  
はびろわせ  
内くら  
つるほそ  
高さき  
北国餅  
万石  
備中わせ  
白川  
はびろわせ  
内くら  
つるほそ  
今むら  
とびくま

是ハ右同断

一 同稻毛  
一 畑方 大豆・栗・稗・芋・大根・麻少  
一 同種子 大豆四升・稗式升・小麦壠斗・大麦式斗  
一 田畑こやし 劅敷・糞・小便  
一 田小作企  
但、八分通ハ麦作仕候、残分ハ土地悪敷、麦作不仕候、  
但、田稻作  
田畑麥作  
壠反ニ付、拾五六駄ヨリ拾式三駄まで  
壠反ニ付、拾駄ヨリ拾式三駄まで  
無御座候、

但、上中下、下壠反ニ付、壠斗四五升ヨリ五六升辻位、切

二ハ難究御座候、田方之内六分通程は、地劣り悪敷所ニテ企無御座候、難

但、上中下、下壠反ニ付、壠斗四五升ヨリ五六升辻位、切

壱ヶ所

堂尼 石堤

下ハ 拾々ヨリ五々ほど站

右は地高相應ニ企有之分ニて、大概如斯御座候、然は作場最寄能其外相對の品ニヨリ格別高下御座候、村中ニて六七分通り企無之、質入ニも不成分御座候、

一御免割の儀、村中百姓不残出作の者迄庄屋所へ立会御割付

拝見仕、納方の次第委読聞申候、則損毛引等御座候えは、

銘細割引わけ小前勘定仕候、右御割付拝見の上御免割仕候

趣書付致、印形庄屋方へ取置申候、銘々出前究候以後、銘

々納員數為写取元帳ニ印形取置申候、

一川除御普請場箇所の事

堂園石腹付

壱ヶ所

同所 竹枒

壱ヶ所

桑原 石堤

壱ヶ所

木船 石堤

壱ヶ所

井手代石堤

壱ヶ所

柿木田石堤

壱ヶ所

同所 竹枒

壱ヶ所

本ノ下石堤

壱ヶ所

とうほし田石堤

壱ヶ所

十ヶ所 当村の内  
斧の畠山 かり又尾山

茅場台山 後平山 小むれ山  
だらが迫山 桃木追山 落の原山  
七曲台山

戸の口山 道法平均一里程

是ハ引治村枝郷西真所の者と当村百姓入会草刈申候、野手銀取不申候、

当村の内 すき崎岩  
とびのす山 いか柱山 莽場  
穴のお山 猿取岩 勝木ノ台  
道法右同断  
古屋床

十ヶ所

古屋床

茅場

勝木ノ台

道法右同断

是ハ南大隈村枝郷北大隈村枝郷、引治村枝郷の者共、入会二

草刈取申候、但其場所の書記證文取替置申候、野手銀取不申候、  
当村分内 南ハ勝木本谷わけ

北ハ獲取岩南ノくは限り

是ハ南大隈村・北大隈村右両村枝郷草場ニ相渡置申候、但證

文取替置申候、野手銀取不申候、

一柴薪場の事

一ヶ所 松木村の内  
御林 平家山 道法三里程

是ハ薪札御運上指出薪伐來申候

年御代官室七郎左衛門様御支配の節、御留山ニ被仰付候、  
一山林荒間原間等、新田畑開発可成場無御座候、川邊ニハ田  
畑可起返場所少々御座候、然共川辺の儀故決て難申上候、  
一郷御威 但 粪問式問半 壱ヶ所  
此屋敷地、下田壱畝歩 高壠斗壠舛、  
前ミヨリ御年貢村中ヨリ相弁上納仕来リ候、

一御制札 但 切仕丹御制禁札一枚  
火附御制禁札一枚  
庄屋近所ニ建御座候

一玖珠川

此わけ

西川 幅平均廿五間ほど

桑原川 幅平均六間ほど

此川當時本川通ニ罷成リ申候

とうばし川 幅平均十四間ほど

右川三筋の儀、往古ハ当村内牧口と申所ヨリ同郡右田村・

旦村・恵良村・書曲村へ流通申候處、八十九年以前萬治元

戌年の洪水ヨリ、当村へ始て川筋押通申候、其後度々御普  
請被仰付候えども、当村地下リニ付、數度の洪水押通り、  
今以太川流通申候ニ付、段々水損所多ク、別て難儀仕候、

一御金山跡一ヶ所御座候、但九拾五年以前承應元辰年御代官  
小川藤左衛門様 御支配の節ヨリ始り、三拾八年以前宝永六丑

小川九左衛門様

一土橋

此わけ

一ヶ所 幅四尺  
長三十二間

一ヶ所 幅四尺  
長武拾武間

一ヶ所 幅四尺  
長武拾七間

竹ノ下

木ノ下

田中ノ下

三ヶ所

右橋三ヶ所の儀、御田地作道其上往還筋二付、前ニヨリ村  
中ニテ掛申候、年ニヨリ根付以前洪水出来流落申候えは、

一本百姓 七拾四軒

一水香 式拾五軒

一村中人数五百四拾七人 内男武百九十一人 女武百五十六人 延享三寅御改

一牛馬五十六匹 内牛五十匹 武足

一切支丹類族無御座候、

一庄屋

一組頭

一米四石五斗

是ハ村高三百六拾九石五斗四升七合七夕の内、庄屋高四拾

六石八升七合九夕引、残百姓高ニ割仕候、

一米三石

壱人

五人

庄屋給

村年番給

兩度も掛申儀御座候、竹木大分の義ニテ村中別て難儀仕候、

橋間數年々不同御座候、



～「栗野村銘細帳」部分  
(玖珠町教育委員会提供)

一栗野村の儀、百三十九年以前慶長十三申年ヨリ松平土佐守  
様御廉中様御知行ニ相成、其後百三年以前正保元申年ヨリ  
御上知ニ罷成申候、

一当村内ニ引治村枝郷西真所と申所、高五拾石の在所飛入居  
申候、就夫田畠も入交御座候、

一米式石毫斗

是ハ諸御用庄屋ニ差加リ相勤候、年々村方相談申上、人柄  
相改置申候、給金年々増減御座候、

是ハ諸御用村中申触候、村中相談申上人柄相改置申候、給金年々増減御座候、

一米三石五斗

小走給

直入郡竹田御城下へ  
速見郡日出御城下へ  
道法十五里

同郡木付御城下へ  
道法十四里

江戸へ海陸武百六十九里  
京へ海陸百四拾九里  
大坂へ海陸百三拾六里  
道法式拾四里

是ハ御用状村継持運申候、村中相談申上置申候、給金年々不同御座候、(ママ)

三口合金八石六斗

是ハ庄屋高共割賦仕候、

一村	東西南北	三拾町程		
一隣村道法	惠良村へ	右田村へ	引治村へ	南大隈村へ
	拾四町餘	拾六町餘	三拾町餘	拾町
	辰巳ノ方	牛ノ方	巳ノ方	子ノ方

右之外、中山田村亥ノ方、山蒲村酉ノ方山野境申候  
一豊後国御代官所御陣屋并御城下道法

日田郡日田御陣屋へ

道法 八里

大分郡高松御陣屋へ

道法十六里

玖珠郡森御城下へ

道法一里余

大分郡府内御城下へ

道法十四里

海部郡臼杵御城下へ

道法廿一里

同郡佐伯御城下へ

道法廿八里

一検見仕の事

庄屋・組頭・長百姓・地主立会位切ニ拾坪ほど歩刈致、其上は立会の者同様申し一致仕候えは其通ニ帳面ニ記し一二段越ニ坪刈仕候、早田引方不申請分ハ御検見以前ニも帳面を以願上、刈取申候、中晚田も御検見相延遲々候えは寒國の所故麦作仕取急申候ニ付、御断申上御検見立残置莧取候様被仰付候儀も御座候、

一就御用庄屋、組頭御役所へ罷出候節、諸入用の儀庄屋ハ二里以上馬一匹口附共其上一日白金七合五夕一夜木錢五拾五文、村中ヨリ出申候、先元逗留飯米持參、雨雪の節ハ、人足召列申候、組頭の義は自分入用ニ仕勤候、日数人足役ニ相立申候、其上遠方罷出の節ハ人足老人召列申候、  
一夫錢割の儀、庄屋高除之、百姓高ニ割賦仕候、但井堰川除

御普請夫并諸出米銀ハ庄屋高共割賦仕候、

同 一挺 玉目三匁矣ト

清右衛門

一御廻米前ミハ三分一方ハ銀納ニ願上、三分二現石ニテ相廻  
候處、新銀以來遠国銀入廻リ兼銀才覚難成御座候ゆヘ、三

同 一挺 玉目三匁矣ト

文左衛門

分一二共米納ニ御願申上相廻候、津出は同國速見郡小坂村

同 一挺 玉目三匁矣ト

久兵衛

沾拾里内五里ハ百姓役、残五里分毫里一石ニ付三分二厘、  
此銀老匁六分宛御公儀様ヨリ被下來候、右拾里一石を武駄

同 一挺 玉目三匁矣

角兵衛

ニ仕出申候、駄賃去丑年の積ニテ石ニ付拾二匁宛出申候ニ  
付、右被下分引残匁四分足銀仕候、尤百姓自分持牛馬ニ  
て出申候之共、所持不仕者又ハ津出御急の節ハ、右の通ニ  
て出申候、但御廻米老匁五斗入、欠米石ニ三舛宛相廻し來  
り申候、

是は右持主先祖ヨリ所持仕來り候、いつの時分ヨリ如何様  
の訳ニテ所持仕來リ候共、相知不申候、

一八幡宮 境内 横式拾式間

馬場 横式間 一ヶ所

祭礼八月十五日 氏子共打寄申候

右境内馬場共高外空地ニテ御座候、外御供田下田老反五畝  
歩、高老右六斗五舛、社人居屋敷六畝、高六斗、二口合式  
石武斗五舛、松平土佐守様御知行の節、御寄附被成永荒高  
分内ニ御立被遊候、其後御料ニ相成候ても前々の通り被成  
置候、尤御寄附の御書附等無御座候、社人ハ吉田の末流大  
宮司小野出雲守と申候、

一山神 境内 横式拾間

一ヶ所

是ハ高外空地、当村小野出雲守祭執行仕候、

一神明堂 境内 横式拾間

一ヶ所

是ハ江戸・京・大坂御藏納諸入用、納庄屋上乗貨并積漏御  
藏出所諸入用諸役付賃銀共御廻米高ニ割合指出申候、且又  
運賃銀瀬取貯米の儀も、欠米の分百姓方より差出来り候、

一山神 境内 横式拾間

一ヶ所

一鉄砲七挺

此訛

威筒二挺 玉目三匁矣ト

清太夫

同 一挺 玉目三匁矣ト

孫左衛門

一一向宗 真修寺

境内御年貢地

一ヶ所

是ハ境内下畠六畝武拾歩、高六斗、右御年貢并ニ諸役共寺

ヨリ相勤候、本寺ハ京都東本願寺下豊前国今井津淨喜寺ニ

て御座候、

一同塵院 境内

長十三間  
横八間

一ヶ所

是ハ高外空地、本堂守等無御座候、村中支配仕候、

一觀音堂 境内

長十間  
横五間

一ヶ所

右ハ右同断

一紺屋

一前々追放者欠落者勘当者等、御帳面二付候者、無御座候、

一居村ヨリ見候山

玖珠郡角牟礼山

子ノ方

戌ノ方

卯ノ方

午ノ方

未ノ方

丙ノ方

一居村ヨリ不見名山

豊前國  
宇佐八幡宮

同國  
英彦山

子ノ方

戊ノ方

同 同

同 同 同 同

同 村百姓代

同村与頭

五郎左衛門

長右衛門

八右衛門

小右衛門

仁左衛門

儀右衛門

兵内

文左衛門

角右衛門

同國 羅漢寺

肥後國 阿蘇山

同國 浦辺文殊

油布嶽

子ノ方  
未ノ方

同國 阿蘇山

子ノ方

右は粟野村高反別銘細書の儀、御尋ニ付吟味の上少も無相違書上申候、若隱置候事有之欵、又ハ偽の義申上、後日相顯候は、拙者共何分の越度ニモ可致仰付候、以上

延享三年寅

玖珠郡粟野村莊屋

## 二〇〇一年度部会報告

同  
兵左衛門  
平太郎

(異筆)  
「村役具買受」

(玖珠郡九重町大字松木宝)

兵左衛門  
平太郎

## 【古代・中世史】

七月二八日 長田 弘通「大友美術コレクションについて」  
一〇月一三日 三重野 誠「戦国期における城誘  
—城誘に関する分析その2—」

一月二六日

武田

信也

「武家故実の

形成と展開」

四月一三日

梅野

敏明

「中世後期における

公領」文言の意義

—豊後大友氏を中心にして—」

## 【近世史】

八月二五日 岡本 暢哉「近世後期の在町

—大分郡戸次市村を中心として—」

一一月二六日 大津 祐司「豊後キリスト教史」

二月一〇日 長谷川富美子「殿様が記した二百年前の旅

—稻葉雍通『入邦記』を繙く—」

## 【近現代史】

六月一六日 樋田 並滋「教科書考 — 戰前の国定教科書と

戦後の検定教科書」

九月二二日 都留 忠久「治安維持法と大分県」

一二月 八日 奥平 勝幸「明治維新政権の成立と諸藩」

三月 九日 高橋 雄太「近代日本競馬史と中津競馬の廃止」

小野 滋規「新産都(大分市勢)の発展」